

大阪市農業専門委員設置規則

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第1項の規定に基づき、農業に関する事項について調査、研究及び助言を行わせるため、本市に専門委員を置く。

2 前項の規定により置かれた専門委員は、農業専門委員と称する。

(所掌事務)

第2条 農業専門委員は、市長の委託を受けて、農業に関する事項について調査、研究及び助言を行うものとする。

(選任)

第3条 農業専門委員は、農業に関する学識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

(定数)

第4条 農業専門委員の定数は、18名とする。

(任期)

第5条 農業専門委員の任期は、2年とし、補欠の農業専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(勤務)

第6条 農業専門委員は、非常勤とする。

(施行の細目)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、経済戦略局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年10月3日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に選任される農業専門委員の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。